

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記の書類を公示します。

なお、この書類は犬山市長が保管しており、いつでも送達を受けるべきものに交付します。

令和8年10月1日

犬山市長 原 欣 伸



記

1. 送達すべき書類の名称

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の変更(決定)通知書

2. 送達を受けるべき者

・ PENAS MERRALUNA CALINAWAN